

資 循 第 5 9 3 号
廃 第 1 1 6 6 号
平成 26 年 3 月 20 日

関係市町村長 様

岩手県環境生活部長（公印省略）

災害等廃棄物処理事業終了後の東日本大震災津波に由来する廃棄物の取扱い
について

標記については、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）等関係法令に従い処理を進めるところですが、以下の通り整理しましたのでお知らせします。

なお、本通知のうち一般廃棄物の処理に関する部分については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、疑義等が生じた場合には、資源循環推進課、廃棄物特別対策室に相談願います。

記

- 1 東日本大震災津波に由来する廃棄物がある場合は、通常の災害廃棄物と同様に 2 及び 3 に示すものを除き原則一般廃棄物として処理することが適当と考えられること。
- 2 民間事業者の事業活動に伴って発生した産業廃棄物と一体となっている廃棄物は、原則産業廃棄物として処理するものとする。
- 3 東日本大震災津波からの復旧工事（施設復旧、農地復旧・整備等）により発生する廃棄物は、発災以前と同様、建設工事に伴う廃棄物（別紙参照）として適正に処理すること。

なお、営農に支障のある「農地堆積土」については、土砂を選別した後の残渣から廃棄物として処理すること。

【担当】

- 廃棄物処理法に関する事項
資源循環推進課 古澤：019-629-5381
- 東日本大震災津波に由来する廃棄物の処理に関する事項
廃棄物特別対策室 千葉：019-629-6943

「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」(平成13年6月1日
 付け環産 276 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

【抜粋】

図 2-1 建設廃棄物の種類(例)

建設廃棄物	一般廃棄物	事務所から排出される一般廃棄物の具体的内容(例)	
		現場事務所における生ゴミ、新聞、雑誌等	
	産業廃棄物	分類	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容(例)
		※ 廃プラスチック類	廃発砲スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
		※ ゴムくず	天然ゴムくず
		金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず
		※ ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず
		※ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③れんが破片
		汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、 またその上を人が歩けない状態(コーン指数が おおむね 200kN/m ² 以下または一軸圧縮強度 がおおむね 50kN/m ² 以下) 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等 で生ずる廃泥水
		木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、水道解体材等)
		紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)
		繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず(具体的には廃ウエス、縄、ロープ類)
		廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ(タールピッチ類)
特別管理 産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃PCB等及び PCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器	
	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物	

※ (安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(廃プラスチック類、金属くず)、廃容器包装(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)は除く。)